

たんぽぽ相談の案内

学校教育課 内線343

お子さんの養育で悩まれている

保護者の皆さんへ

「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「注意集中困難」「多動性」「衝動性」「対人関係」などにおいて、お子さんの発達が気になる保護者の方や障害のあるお子さんの養育で不安のある保護者の方には、本校のたんぽぽ相談(教育相談)をご利用いただけます。たんぽぽ相談では、保護者の皆さんが抱えている疑問や不安・悩みについて一緒に考えていきます。

日時などの詳しいことについては、たんぽぽ相談係へお問い合わせください。

たんぽぽ相談

相談費用は無料です。相談内容については、秘密を厳守します。

事前に電話で予約をしてください。

問い合わせ

愛知県立一宮東特別支援学校

たんぽぽ相談係

一宮市丹羽字中山1151番地1

☎0586(51)5311

▼予約受付時間 月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後5時

▼相談時間 火・金曜日(祝日は除く) 午後1時～4時

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間の実施

住民課 内線249

DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題について、強化週間を設けて相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、

一人で悩まず、気軽に相談ください。
▼日時 11月18日(月)～22日(金)

午前8時30分～午後7時
・11月23日(土・祝)・24日(日)
午前10時～午後5時

▼相談専用電話(女性の権利ホットライン)

☎0570(070)810

▼LINEじんけん相談@名古屋法務局
詳しくは名古屋法務局ホームページに掲載
公式アカウント @sujinkenoudan

▼問い合わせ 名古屋法務局人権擁護部
☎052(952)8111(内線1450)

成年後見制度

無料相談会を実施します

介護健康課 内線235

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護などのサービスや施設への入所に関する契約などを、自分で行うことが難しい場合があります。

このように判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度が「成年後見制度」です。

「成年後見制度」を知っていただくための無料説明会を開催します。説明会後には無料相談会を行います。

▼日時 11月21日(木)

セミナー…午後1時～2時
相談会…午後2時～3時

▼場所 老人憩の家

▼内容 「独り暮らしに備えて安心
任意後見契約」

人生100年時代の備えは、万全ですか?
▼講師・相談員 (二社) コスモス成年
後見サポートセンター 愛知県支部
コスモスあいち

▼申込み 介護健康課もしくは
老人憩の家(☎9315588)
※説明会、相談会どちらも予約制です
ので、ご希望の方は 事前にお申し
込みください。

健康相談窓口の開設

産業環境課 内線273

従業者数50人未満の事業者やその事業場で働く人を対象として、産業医等による健康相談を行います。相談は無料で、相談内容や指導内容については、秘密を厳守します。

▼日時 12月6日(金) 午後2時～4時

(受付終了は、午後3時30分)

▼会場 尾北医師会館内相談室

(大口町下小口6丁目122-2)

▼担当医師 鈴木 勝也

(すずいクリニック)

▼主な診療科 内科・外科・胃腸科・整形
外科・肛門科・リハビリテーション科

▼申込み 尾北医師会(☎95)7020

※当日申込み可

「愛知県最低賃金」が

改定されました

産業環境課 内線273

愛知県内のすべての事業場で働く常用・臨時・パートなどの労働者に適用される「愛知県最低賃金」は、令和元年10月1日から「時間額926円」に改定されました。

日給制、月給制の労働者の場合は、時間当たりの金額に換算して最低賃金の時間額926円と比較します。

また、実際に支払われている賃金から次のものを除外した賃金額が最低賃金額以上でなければなりません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
③時間外労働、休日労働に対する賃金
④深夜労働に対する割増賃金
⑤精進手当、通勤手当および家族手当

なお、この他、特定の産業で働く労働者については、愛知県最低賃金よりも金額の高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合がありますのでご注意ください。

▼問い合わせ 江南労働基準監督署(54)2443・愛知労働局労働基準部賃金課(☎052(972)0257

あなたも「人生会議」してみませんか

「人生会議」とは、もしものときにあなたが望む医療やケア、大切にしたいことをあらかじめ考え、ご家族や信頼できるご友人、医療者や介護職など周囲の人々と話し合っておくことです。万が一、あなたが言葉で思いを伝えられなくなったとしても、あなたの希望を汲んで最善の選択をすることができます。そして「この選択でよかったのだろうか」というご家族の心の葛藤を減らすことができるでしょう。

厚生労働省は、11月30日をいい看取り・看取られについて考える「人生会議の日」としました。

仮に重い病気になった時、どんな治療を望んでいるか、どこで、どのように暮らしたいか、これだけはやってみたいことは何かなど、あなたにとって大切なこと、あなたの将来の希望について、身近な方に伝えてみませんか。

▼問い合わせ: 尾北医師会 地域ケア協力センター ☎(95)7027
平日(月～金) 午前9時～午後5時15分